広報ほうじょう

**町の人口**
（昭和62年5月31日）

| | |
|---|---|
| 男 | 3,962（－12） |
| 女 | 4,403（－10） |
| 計 | 8,365（－22） |
| 世帯数 | 2,760（－ 6） |

特集号

# 地域懇談会の報告について

## —部落問題を正しく理解し差別のない明るい町づくりを目ざして—

## 地域懇談会を終えて

方城町教育委員会 教育長　香月 默納

昭和四十年七月に出された同和対策審議会答申によって「同和問題解決は国及び、地方公共団体の責務であると同時に、国民的な課題である」ことがうたわれ、行政の責務が明確にされ、その取り組みが進められてから、すでに二十二年を経過しています。この間地区の環境整備は、一定程度前進してきました。それと同時に、啓発に関する面でもいろいろな手だてを講じてきましたが、その取り組みの不十分さもあり、依然として差別事象が引き起こされてきました。今から四年前にも、方城の卒業生による差別事象や学校での差別事象などが起こっています。その原因を分析していくと学校では、「同和」教育が取り組まれていますが、成人への啓発が不十分であったため、子どもたちに間違ったことが伝えられているという面がありました。家庭の中で部落問題がどのように語られ、次の世代を担う子どもたちにどう伝えられているのか、という課題が浮きぼりにされてきました。この課題を克服していくためには、町民の皆さんと、ひざをつき合わせて部落問題を本音で話し合っていく以外にないと考え、町長を先頭とした行政総体の取り組みとするとともに、プロジェクトチームを結成して取り組んできました。

偏見を生み、差別を温存する土壌は、事実を知らずに人のうわさや誤った差別的宣伝をうのみにするところに起因しています。

正しい歴史を学び、部落問題を正しく理解し、差別を積極的になくす人がひとりでも多くなることを念願しています。今後とも啓発活動には積極的に参加して頂くことを切にお願い致します。

### はじめに

一月から三月にかけて行なわれた、部落問題についての地域懇談会に御協力いただき、ありがとうございました。各地域で、いろいろな質問・意見・要望などが出されていますので、その主なものをご紹介し、部落問題について考えていきたいと思います。皆さんからの質問・意見などを四つの分野に分け、それぞれに啓発プロジェクトチームの見解を付けていますので、参考にしていただきたいと思います。

一、学習テーマに関する意見
二、部落問題に関する意見
　①啓発・「同和」教育に関する意見
　②「同和」事業に関する意見
三、地域啓発のあり方に関する意見
四、その他の意見

# ふるいの人権を尊重し、差別のない町づくりを

## 一、学習テーマに関する意見

1. 差別事件を歴史的に順を追って、具体例などを出しながら学習した方がよい。
2. 部落問題を正しく知るため、地道な歴史学習は続けてほしい。
3. 部落問題の差別事象に今後どのように取り組んだらよいかを、学習した方がよいのではないか。
4. 小中学校の教科書を資料につけてもらうと、より具体的になるし、家庭でも対話ができる。
5. 資料の内容（言葉も含めて）が、むずかしかった。
6. 被差別部落の文化など、すばらしい面も取りあげてほしい。
7. 映写会をしたらどうか。

### プロジェクトチームでは

- 部落問題を正しく理解するための歴史学習は、今後も継続すべきだと思います。さらに、現在につながる問題や行動に結びつくもの、展望を与えるものなども、一緒に取り入れていきたいと思います。
- 手づくりの学習資料を作りましたが、内容・語句にむずかしいところがありました。今後は、カットを入れるなどの工夫をし、見やすくわかりやすい資料にしたいと思います。
- 映写会なども検討していきたいと思います。

## 二、部落問題に関する意見

### ①啓発・「同和」教育に関して

1. 差別がある限り、このような学習会を行政として続けてほしい。
2. 何回も学習会を続けていけば、みんなが、部落問題について理解していくのではないだろうか。
3. 「寝た子」を正しく起こすことに、しっかり取り組んでほしい。
4. 結婚が本人の意志でできるような、社会教育面での徹底した教育が必要ではないか。
5. 学校で教える場合、きちんと教えなければ、差別の再生産につながるのではないか。
6. 差別に立ち向かえる子どもにしなければならない。
7. 小学校の低学年の時は遊びに来るが、高学年になるにつれて遊びに来なくなるという話を聞く。
8. 部落問題は施策上作られたものであるから、何も自分たちは恥じることはないということがわかった。
9. 部落問題を解決するには、一人ひとりが自立し、しっかりした考えを持つことが大切である。
10. 将来的には、被差別部落と一般地区の合同の話し合いができたらいい。
11. 早く差別のない世の中にしなければならない。
12. 学習することによって、知らない人まで知ってくるので、あまり知らさない方がよい。
13. 時が解決するので、「寝た子」を起こさない方がよいのではないか。
14. 部落差別はもうないから、「寝た子」は起こさない方がよい。
15. 啓発が激しくなるほど差別されたように感じる。自分は今まで、差別されたと思ったことはない。
16. ここでは差別する人はいないのに、地域懇談会をするので部落問題のことを知っていく。また、子どもたちは何も知らないのに、「同和」教育をすることによって知ってしまう。

### プロジェクトチームでは

地域啓発のあり方や、学校での「同和」教育に関して、数多くの意見が出されています。部落解放に向けての建設的な意見、啓発や「同和」教育に対する疑問や批判的な意見などが卒直に出され、意見交換のなかで学習が深められたことと思います。

私たちは部落解放の展望を、「部落問題を科学的に正しく認識すること」言いかえれば、「寝た子を正しく起こすこと」ととらえていますが、今までの啓発の不十分さもあって、「寝た子を起こすな」という内容の意見もかなり出されています。私たちもこの点を十分反省し、今後の課題として取り組んでいきたいと思います。

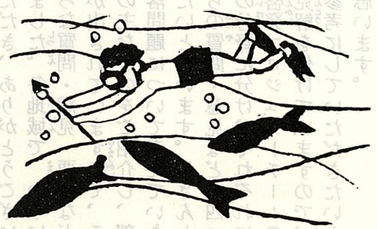



### 解説①

**なぜ、部落問題の学習をつまなければならないか。**

『そっとしておけば部落差別はなくなるのではないか。』『「同和」教育を行うことによって、何も知らない子ども達が知ってしまうのではないか。』などの意見が出されていました。しかし、現実に差別が残されている社会で生活するかぎり、部落問題について知らないままでいることはほとんどありえません。部落問題を正しく教えていかなければまちがった考えが伝えられたり誤解が生まれたりして、差別意識を持つようになります。たとえ知らないままでいたとしても、それでは差別を見ぬくことはできませんし、差別があっても見過ごしてしまうのではないでしょうか。

また、部落問題について正しい理解をしていないと差別から逃げだしてしまい、差別をなくそうという行動に結びつきません。

部落差別をなくしていくためには、部落問題を正しく理解していくことから始め、行動に結びつけなければならないと考えます。

### ②「同和」事業に関する意見

1. 「同和」事業に対して、正しい理解がされていないのでは。その取り組みをする必要があるのではないか。
2. 「同和」事業の、一般地区への恩恵をもっと知らせるべきだ。
3. 過去、行政の施策の中で、差別が残されている。もっと行政がしっかりしないと差別はなくならない。
4. 被差別部落は優遇されているのではないか。（解放奨学金、自動車運転免許取得、農機具など）給付されるものについては、正しく活用すべきである。

### プロジェクトチームでは

部落問題を解決するために、まず町民の皆さんに理解していただきたいことは、部落差別が現在どういう形で残されているかという問題です。その一つには、根強い部落に対する差別意識があります。これは、八年前に行った町民意識調査の中でもわかったことですが、まだ多くの人が部落問題について、正しく理解されていないということです。部落問題が間違って伝えられ考えられたことが、そのまま、知らない人に受け入れられ、それが新たな差別意識を生み現在まで続いているということです。

二つ目には、部落の環境や経済面で取り残されてきた差別実態があります。このことは、「同和」事業など法律によってかなり改善されてきており、わかりにくくなってきていますが、教育や生活実態の面でまだ多くの問題が残されています。そしてこのことが、先に述べた部落に対する差別意識とかたく結びつき、根強く部落差別を残す原因ともなっています。

以上二つの問題から考えてみますと、部落差別をなくすには、部落に対する誤った考え方や意識と同時にそれにも増して部落の差別実態をなくす取り組みが行われなければなりません。そのために現在の法律が作られ、「同和」事業が行われるようになったわけです。

また、ぜひ皆さんに知っていただきたいことは、これらのことがすべて部落差別を受けてきた人たちの運動・立ち上がりによって、初めて行われるようになったということです。差別を受けている人が自ら立ち上がり、差別に抗議して、行政の責任においてなくさせる、こうした正当な理由による住民一人ひとりの立ち上がりが、すべての面で大切になってくるのではないでしょうか。

特に「同和」事業によって「町が赤字になった」とか「部落だけ良くなっている」というような声を聞きますが、左の表を見ていただくとわかるように、「同和」事業を行っても町の負担はわずかですみますし、逆にそのことによって、残りの多くの予算で一般事業を行えるわけですから、これほど町全体の発展のために役立つことはないということが理解していただけるのではないでしょうか。同時に、「同和」事業は部落だけを良くしているのではありません。全体に通じる形で行われています。

**事業の負担割合**

| 事業の種類 | 事業費 | 町費 | 国・県の補助 |
|---|---|---|---|
| 一般事業 | 1,000万 | 1,000万（100％） | 0 |
| 過疎〃 | 1,000万 | 500万（50％） | 500万 |
| 鉱害・失対〃 | 1,000万 | 200万（20％） | 800万 |
| 同和〃 | 1,000万 | 66万（6.6％） | 934万 |

## 「同和」事業と町民の関わり

「同和」事業は、被差別部落のみでなく、町民全体の生活（環境改善）や、健康、教育など、直接関係した事業にも行われています。（「同和」事業の運用の面で町が行っているものも含みます。）

その一例を紹介してみましょう。

環境。道路の整備。
。消防施設（消防車、防火水槽、消火栓）の充実。

健康。住民検診。（健康相談、尿検査、血圧測定）

教育。保育園の設置。
。「同和」加配保母の設置。
。教科書無償配布。
。学校では、「同和」教育推進教員、「同和」養護の配置。
。30人学級の措置。
。30人学級にともなう職員増。
。社会教育では、書道、茶道、華道、民踊、婦人健康体操教室、文化ししゅうなどの学級、講座。

農業。農業用水路、ため池の整備。
。ライスセンターの利用。

その他。下排水路の整備。
。就労の場。（「同和」事業を行っている業者やその就労者など）

### 解説②　個人給付について

被差別部落は長い間の差別政策によって低位な生活実態においこまれ、貧困をよぎなくされ、そのために教育を十分に受けられず不安定な職にしかつけなかった状況にありました。これを差別の悪循環といいます。

こうした差別の悪循環を断ち切るために、「同和」事業でいろんな施策（生活、教育、就職などの面で）が行われています。

## 自動車運転免許訓練について

被差別部落の人は、長い間の世代を重ねた部落差別の結果、教育や就職の機会均等を奪われてきました。

一九六五年（昭和四〇年）に同和対策審議会答申が出された後、就職保障の一環として自動車免許取得制度が確立されました。一九五五年（昭和三〇年）大阪の矢田部落の青年会が、辞書を引きながらの文字の読み書き、交通法規、構造運転実施訓練まで、すべてを青年たちが自力で学んだことから始まりました。そして現在に至る過程の中で、ただ単に、自動車免許の取得だけを目的とするのではなく、部落解放への自主性を培う解放学級としての位置づけも確立されました。

田川においては、田川労働会館で解放学級を開設しています。自動車運転訓練を受ける人は必ず解放学級（一か月間、受講することを義務づけられている）の中で部落問題を学習し、終了後、自動車運転訓練を行っています。

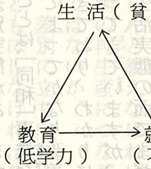


≪差別の悪循環≫

## 部落解放奨学金について

法律の出来る前（一九六五年）の部落の教育実態はかなり低いものでした。

その原因として、就職差別によって仕事が奪われ、親自身教育を受けられなかったため仕事がないか、あっても不安定な職にしかつけず、子どもを学校にやりたくてもやれない状態だったからです。

解放奨学金制度は、義務教育の無償化（教科書）についで、高校進学を促進し教育の機会均等を具体的に保障する目的で、部落の父母たちの闘いによって、実現させてきた制度です。この制度によって高等学校や大学への進学率が高められ教育の機会均等の保障に大きな役割を果しています。

方城町では、父母に対して奨学金受付の時に、奨学金の意義、目的などを学習してもらっています。又奨学生は、解放奨学生として自らの社会的立場を自覚し、差別をなくしていくような人間となるよう日常的な活動をしています。

参考資料
高等学校・高等専門学校への進学率（文部省調べ）

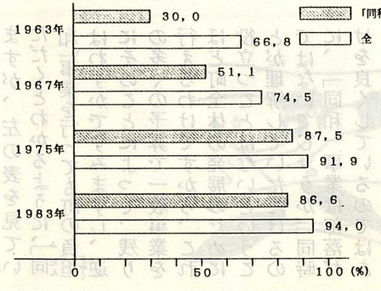




# お互いの人格を尊重し差別のない田づくりを

## 農機具の共同使用について

零細農家の多い被差別部落に対する施策は十分なものとはいえず、同対法の制定により部落農業の自立、発展をめざす本格的な対策がとられるようになりました。

方城町では、「同和」事業により農機具（コンバイン・トラクター）を購入し、各地区に管理をまかせています。農機具を利用する人は、使用料を払っており、その資金は農機具の管理費（修理代・油代など）として使われています。

## 三、地域啓発のあり方に関する意見

1. 地域懇談会にかわる意識調査（アンケート）をして町民の実態をつかみ地域懇談会に取り組むべきではないか。
2. 地域懇談会は良いが、昨年のような隣組単位の方が良い。
3. 寒い時期だったので、実施時期を考慮してほしい。
4. 若い人達（青年、中年層）をしっかり教育してほしい。

### プロジェクトチームでは

● 町民の意識を知るためのアンケートの実施は必要なことだと思います。今後、町がアンケート調査を行う場合には、町民の方々の協力をぜひともお願いしたいと思います。

● 地域懇談会は、常会単位より隣組単位で実施した方が良いと思います。この点は、今回の取り組みの大きな反省点です。今後は、この点を十分留意して、すべての町民に浸透する地域懇談会が開かれるよう取り組んでいきたいと思います。

● 今後は、できるだけ気候のよい時期（8・9月頃）に実施したいと思います。

● 現在では、学校教育のなかで「同和」教育に取り組んでいます。また、社会においても、企業内研修や地域啓発といった形で「同和」教育が社会教育のなかで取り組まれています。このような研修や啓発にはぜひとも参加していただきたいと思います。

そして学んだことを地域や家庭にも広めてほしいと思います。

## 四、その他の意見

1. 「同和」事業で道路や集会所など出来てきたが、働く場所がない。国・県、町はもっと力を入れてほしい（就職問題が一番深刻な問題だと思う。）
2. 町あげての取り組みであるので、町行政職員は必ず出席すべきである。

### プロジェクトチームでは

● 部落差別をなくしていくための最大の課題は「就職の場」を保障することであり、このことは低迷している筑豊全体の重要な課題でもあります。方城町内においても同和事業で大型作業所が数ケ所出来ていますが、まだ十分とは言えません。

今までとは違う、もっと多くの人が働けるような企業を作るか、それがダメなら男子雇用型の大企業を誘致すべきでしょう。しかし、誘致するにしても、筑豊にはいろいろ問題が残されています。企業が進出しやすい環境作りをみんなで考える必要がありそうです。

● 町あげての取り組みですので、町職員には全員参加し、隣近所の人を誘って出席するように、周知徹底していますが、まだ全体のものとなりえていません。今後も町職員は先頭に立って取り組みます。

### 解説③

**差別とは何か。どのような時、差別となるのか。**

差別とは、本人に責任のないことで、人としての権利を制限したり、見くだしたりすることです。たとえば、障害者に対して、障害をもっているというだけで就職を拒んだり、特別な目で見るのは、障害者に対する差別です。

被差別部落の人は、本人に責任があるのでも、原因があるのでもないのに、地区出身であるということだけで見くだされたり、不利益をこうむったりしています。現在、差別は表面的にはなくなって見えますが、就職や結婚の時、今までかくされていた部落差別があらわれてきます。このことは個人間の問題ではなく、人間として平等にもっている権利を不当にも侵されているわけですから、重大な社会問題です。

就職に関して例をあげる

と、企業の選考基準は、本人の適正能力によるべきです。しかし、中には興信所に身元調査を依頼し、本籍や親の職業、家庭の資産、両親の存否など本人に責任のない事柄まで調べて、選考の資料としている企業もあります。さらに、「部落地名総鑑」なるものを購入し、部落出身者を締め出そうとしている悪質な企業もありました。こういう就職差別も現在残されています。

**差別した人を規制する法律を作ってほしい。**

現在、「部落解放基本法」の制定を求めて、幅広い国民運動が展開されています。この法律には、部落問題の解決は国の責務であることを宣言し、啓発、事業、そして規制という内容がもりこまれています。今日、部落問題が解決されていればこのような法律は必要ないわけですが、残念ながらなお深刻な差別の実態があります。特に、悪質な差別事件があとを絶ちません。福岡市におけるO住宅に関わる差別ビラの大量配布、被差別部落住民の命をも奪う結婚差別や就職差別、そして部落差別を金もうけに利用する部落地名総鑑など、これらは絶対に許されないことです。このような悪質な、部落の人達の生存権さえも奪う差別をなくしていくためにも、部落差別の規制がもりこまれている法律「部落解放基本法」の制定がぜひとも必要だと思います。方城町においても、議会議決もされ、部落解放基本法制定要求実行委員会が結成され、また、県や中央でも国民の各界・各層からなる実行委員会が組織され幅広い国民運動が展開されているところです。

部落解放基本法制定に賛同する署名

衆議院議員　512名中286名
参議院議員　252名中119名
大衆署名　670万人以上

部落解放基本法制定に賛同する議会決議

28府県議会
1307市町村議会
（一九八七年四月一日現在）

**鉱害復旧について**

鉱害復旧で一般地区より被差別部落を優先するのはおかしいという意見を耳にしますが、被差別部落の鉱害復旧をする場合、環境改善を行ううえで、事業効果、効率をよくするために「同和」事業と一緒にすることがあります。又、鉱害復旧も「同和」事業も時限立法のため、その法律のある間に、事業を行うという国・県の姿勢もあって、早く進められるところもあります。そのために、一般地区の鉱害復旧が遅れてしまうということにはならないのではないでしょうか。

## まとめ

部落差別が政治的に作られたことは、地域懇談会に参加された方や部落問題の研修会などに参加された方は、すでにご存知のことと思います。部落差別をはじめとするあらゆる差別、矛盾をなくすことは、ひいては一人ひとりの幸福と生活向上につながっていきます。

部落問題の本質を正しく認識することによって、差別をなくしていく立場で行動すべきではないでしょうか。

そして、自分たちの身の周りに、差別や矛盾があれば、「それは間違いだ」とか「そのことはおかしい」という声をあげて頂きたいのです。差別を見過ごすことは、差別をなくすことにはならず、むしろ差別を助長することになります。

多くの人々が正しい目でものごとを見、間違いを指摘していけば、差別の解消につながっていくのではないでしょうか。

最後に、地域懇談会の時期が一月～三月の寒い時期に開催されたことについて、参加された住民の方に大変ご迷惑をおかけしました。大雪の日の夜、「あんたたちも大変やろうがしっかり頑張ってネ」と温い励ましの言葉を頂き、思わず胸がつまったこともありました。

一刻も早く差別の解消がなされるよう行政と住民の方々が一体となって頑張りましょう。

これからも各種の講演会集会、アンケートのお願いなどあると思いますが、なお一層のご協力をお願いして報告を終ります。

**（方城町地域啓発プロジェクトチーム）**